

資 料

資料1 用語の説明

【あ】

育児支援事業

産後間もない人で、育児ストレスや子育てに対する強い不安等を抱えている家庭や保護者の健康問題により外出できない等の困りごとがある家庭、子供の発育や発達に遅れがあり子育て負担が大きい家庭など、様々な事情で子育ての負担が大きい家庭に訪問して、子育てのお手伝いを行う事業。

【か】

カンファレンス

援助に携わる関係者が集まって行う事例検討会のこと。

ケースワーカー（ケースワーク）

ケースワークは個別援助技術と訳され、生活を維持する上での困難や課題を持った人や家族の問題点を明らかにして、当事者の意向等も勘案し必要な方策を考え、当事者が主体的に生活を維持していけるように支援を行うこと。またそれを行う人のこと。

県営住宅

入居者資格等の義務や制限が条例で定められているが、入居対象者については、比較的安価な家賃で入居できる、埼玉県が国の補助を受けて建設した住宅のこと。

子育て世代包括支援センター

「まち・ひと・しごと創生基本方針」（平成27年6月30日閣議決定）等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

子育て相談

1歳6か月児健康診査の際に家庭児童相談員が対応する相談のこと。

個別ケース検討会議

個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される会議のこと。

【さ】

女性のための相談室

女性センターが業務の一環として行う、月に4回（1回あたりの相談可能件数4件）のカウンセリング及び月に1回の法律相談により実施している相談。カウンセリングについては相談回数の制限等はない。

新生児訪問

こんにちは赤ちゃん訪問事業のうち、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第11条に基づき、主に第1子に母子保健推進員が実施するもの。その他、支援が必要な場合は、保健センター保健師が実施している。

スーパーバイズ（スーパーバイザー）

他の職員の監督・指導を行うこと。またそれを行う人のこと。

生活サポートセンター

鶴ヶ島市社会福祉協議会が鶴ヶ島市から受託し運営している、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する方（生活保護受給者は除く）が抱える課題に対して相談員が関係機関と連携しながら解決や自立への支援を行う「生活困窮者自立支援センター」と障害のある人やその家族、関係者を対象に各種相談に応じる「障害者基幹相談支援センター」の総称。

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

【た】

鶴ヶ島市家庭児童相談室

児童福祉事業の一環として、家庭における適正な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため、福祉事務所に設置されている。家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導にあたる。

鶴ヶ島市要保護児童等対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援及び被害者の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第9条の規定に基づき設置されている。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間や内縁関係（過去の関係を含む）、恋人関係等の親密な関係（過去の関係を含む）の間等に起こる暴力や暴力による支配状態のことをいう。暴力には身体的な暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなど身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

【な】

ネウボラ

フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。

【は】

保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設。保護者が労働または疾病などの理由で、その監護すべき乳児・幼児の保育に欠ける場合、これを入所させて保育する。鶴ヶ島市には公立の保育所と社会福祉法人立の保育園などがあり、本報告書では、総称として「保育所」を使用し、個別の施設として「保育園」を使用している。

法テラス

日本司法支援センターの愛称。総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って、国が設立した法務省所管の法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としている。

母子保健コーディネーター

鶴ヶ島市子育て世代包括支援センターに配置される、母子保健事業に関する専門的知識を有する助産師・保健師の有資格者。

母子保健推進員

市が委嘱している、第1子の新生児訪問を行う保健師・助産師・看護師の有資格者。

【ら】

リスクアセスメント

虐待に結び付きやすい危険因子（リスク）について評価を行うこと。